

IV-3 青森県防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
(災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動)
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材・人員等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

2 緊急運航の活動内容

防災ヘリコプターの緊急運航の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察、情報収集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められた場合

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報・避難指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められた場合

エ その他

災害応急対策活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 火災防衛活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

イ 偵察、情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

火災防衛活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(3) 救 助 活 動

ア 中高層建築物等の火災における救助

中高層建築物等の火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助

山岳遭難及び水難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 救 急 活 動

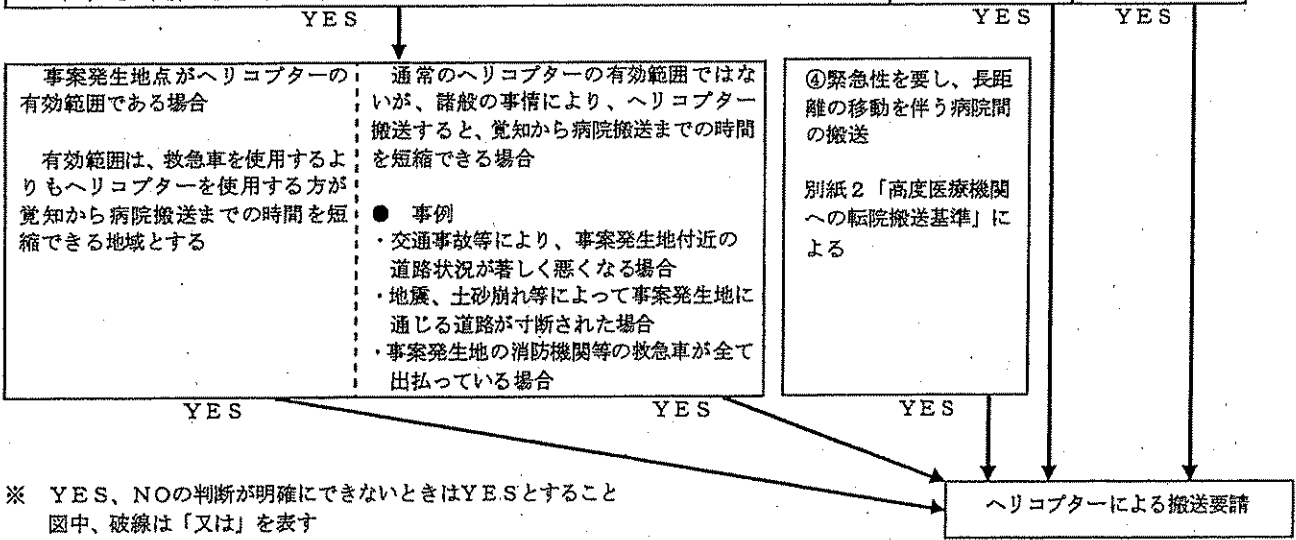
ア 傷病者が事故又は急病等に起因して、重症が疑われる場合など、別紙1「救急活動出動判断フローチャート」に該当する場合

イ 緊急性を要し、長距離の移動を伴う病院間の搬送の場合で、別紙2「高度医療機関への転院搬送基準」に該当する場合

救急活動出動判断フローチャート

救急事案の発生

①傷病者が事故又は急病等に起因して、次の1以上の場合に該当し、重症が疑われる場合	②絶対的地理的条件	③現場隊員の要請
<p><受傷原因等></p> <p>(ア) 自動車事故 ・自動車からの放出 ・同乗者の死亡 ・自動車の横転 ・車が概ね50cm以上つぶれた事故 ・客室が概ね30cm以上つぶれた事故 ・歩行者もしくは自転車、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故</p> <p>(イ) オートバイ事故 ・時速35km程度以上で衝突した事故 ・ライダーがオートバイから放り出された事故</p> <p>(ウ) 転落事故 ・3階以上(約10m)の高さからの転落 ・山間部での滑落</p> <p>(エ) 窒息事故 ・溺水 ・生き埋め</p> <p>(オ) 列車事故</p> <p>(カ) 航空機墜落事故</p> <p>(キ) 傷害事件</p> <p>(ク) 重症が疑われる中毒事故</p> <p><要救助者の現在の状態></p> <p>(ケ) バイタルサイン ・目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(JCS30以上) ・脈拍が弱くてかすかにしか触れない、全く脈がない状態 ・呼吸が弱くて止まりそうな状態、遠く浅い呼吸をしている状態、呼吸停止 ・呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなっている状態</p> <p>(コ) 外傷 ・頭部、頸部、躯幹又は肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血 ・1ヵ所以上の四肢変形又は四肢(手指、足趾を含む)の切断 ・麻痺を伴う肢の外傷 ・広範囲の熱傷(からだのおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷) ・意識障害を伴う電撃症(雷や電線事故で意識がない) ・意識障害を伴う外傷 ・アナフィラキシーショック</p> <p>(サ) 疾病 ・けいれん発作 ・不穏状態(酔っぱらいのように暴れる) ・新たな四肢麻痺の出現 ・強い痛みの訴え(頭痛、胸痛、腹痛)</p> <p>(シ) その他緊急性があると判断される場合</p>	<p>左のような重症のものでなくとも、事案発生地では、ヘリコプターを使用すると、自動車又は船舶を使用するよりも30分以上(目安)搬送時間が短縮できる場合</p>	<p>現場隊員からの要請がある場合</p>



※ YES、NOの判断が明確にできないときはYESとすること
 図中、破線は「又は」を表す

(注) 救急活動においては救命率向上のため速やかな対応が求められることから、119番受信時や救急隊現場到着時等において、上記フローチャートに基づき、通信指令員等が迅速に判断するものとする。

高度医療機関への転院搬送基準

(趣旨)

- 1 この基準は、青森県防災ヘリコプター緊急運航要領第2及び青森県防災ヘリコプター緊急運航基準2(4)の規定に基づく救急活動のうち、高度医療機関への転院搬送について、必要な事項を定めるものとする。

(要請基準)

- 2 高度医療機関への転院搬送に関する要請基準は次のとおりとする。
医療機関収容中の傷病者で高度医療機関での処置が必要となり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、救急車で搬送するよりも有効で、かつ医師が搭乗できる場合

(依頼)

- 3 防災ヘリコプターによる転院搬送を依頼する場合の手順は、次のとおりとする。
 - (1) 医療機関が、防災ヘリコプターによる転院搬送を依頼するときは、別添「防災ヘリコプターによる転院搬送に係る調査票」(以下「調査票」という。)により、必要な事項を記入して消防本部及び県(防災航空センター)に打診する。
なお、特に緊急を要する場合は、口頭で調査項目内容を連絡することとし、その後調査票を作成した時点で速やかに送信するものとする。
 - (2) 調査票により防災ヘリコプターによる転院搬送の必要が認められた場合、消防本部は、青森県防災ヘリコプター緊急運航要領第3に基づき、緊急運航の要請を行うものとする。

(連絡方法)

- 4 転院搬送における各機関との連絡方法については次のとおりとする。
 - (1) 転院搬送に係る連絡調整、情報収集については、必要に応じて調査票に記載されている医師及び関係者と直接、電話連絡等により行うものとする。
 - (2) 飛行中の防災ヘリコプターと各医療機関との連絡は、消防本部又は防災航空センターが消防無線を介して電話等で中継連絡することとする。又、救急救命士が機内で特定行為を実施するための連絡についても同様とする。

(搭乗者)

- 5 搬送の際には、原則搬送元又は搬送先の医師が搭乗することとする。その他の搭乗者については、搬送する傷病者の容態等を考慮し、状況に応じて運航指揮者が判断するものとする。
なお、防災ヘリコプターは、傷病者の引継ぎを行った後、次の出動に備えて、防災航空センター等の駐機場に速やかに帰還する必要があることから、原則として傷病者引渡し後、医師等搭乗者の帰路の搭乗は認めない。
ただし、医師同士の引継が即時に完了する場合(防災ヘリコプターが搬送先に着陸後、傷病者を引渡し帰投準備が終了するまでに要する時間程度)は、防災航空センター(青森空港)まで搭乗することができるものとする。

(資器材)

- 6 医師等の機内に持ち込む資器材で電源の必要なものについては、原則予備バッテリーを携行するものとする(防災ヘリコプター機内電源の容量は8.7A、100V)。
なお、除細動器については、防災ヘリ計器類への影響がないことを検証した機種を選定するものとし、機内での使用は機長承認の上行うものとする。

救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン

(平成12年2月7日消防救第21号)

第一 消防・防災ヘリコプター保有機関の出動基準

次の1.～3.のいずれかに該当する場合には、消防・防災ヘリコプターの保有機関は、その保有する消防・防災ヘリコプターを出動させ、救急業務にあたらせることとする。

1. 事故等の目撃者等から一(1)から(10)のいずれかの症例等の119番通報があり、受信した指令課(室)員が、二に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

一 症例等

(1)自動車事故

- イ 自動車からの放出
- ロ 同乗者の死亡
- ハ 自動車の横転
- ニ 車が概ね50cm以上つぶれた事故
- ホ 客室が概ね30cm以上つぶれた事故
- ヘ 歩行者もしくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

(2)オートバイ事故

- イ 時速35km程度以上で衝突した事故
- ロ ライダーがオートバイから放り出された事故

(3)転落事故

- イ 3階以上の高さからの転落
- ロ 山間部での滑落

(4)窒息事故

- イ 溺水
- ロ 生き埋め

(5)列車衝突事故

(6)航空機墜落事故

(7)傷害事件(撃たれた事件、刺された事件)

(8)重症が疑われる中毒事件

(9)バイタルサイン

- イ 目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(ジャパンコーマスケールで30以上)
- ロ 脈拍が弱くてかすかしかふれない、全く脈がないこと
- ハ 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止
- ニ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

(10)外傷

- イ 頭部、頸部、躯幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- ロ 2カ所以上の四肢変形又は四肢(手指、足趾を含む。)の切断
- ハ 麻痺を伴う肢の外傷
- ニ 広範囲の熱傷(体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷)
- ホ 意識障害を伴う電撃症(雷や電線事故で意識がない)
- ヘ 意識障害を伴う外傷

(11) 疾病

- イ けいれん発作
- ロ 不穏状態 (酔っぱらいのように暴れる状態)
- ハ 新たな四肢麻痺の出現
- ニ 強い痛みの訴え (頭痛、胸痛、腹痛)

二 地理的条件

- (1) 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲(救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用する方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。)内であること
- (2) (1)には該当しないが、諸般の事情(地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等)により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること

2. 1. に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合

3. 現場の救急隊員から要請がある場合

第二 消防・防災ヘリコプターを保有しない消防機関の要請基準

消防・防災ヘリコプターを保有しない消防機関は、第一1.～3.のいずれかに該当する場合には、可及的速やかに航空隊(消防・防災ヘリコプター保有機関)に消防・防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。